九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

# 五代の北面転運使について

室永，芳三

https://doi.org/10.15017/2329134

出版情報：史淵. 89, pp.97-118, 1962-12-01. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

# 五代の北面転運使について

室永芳三

目次

序言
一、北面転運使設置の由来
二、北面転運使の沿革
三、北面転運使の職掌
四、北面転運使の職権の拡大
五、北面転運使の歴史的意義
結語

## 序言

五代後唐の頃から中央禁軍の強化と共に、次第に発展していつたその屯駐、就糧の制が、藩鎮を中央への依存に押しやる大きな要因となつたこと等については、既に菊池氏によつて明らかにされている。(1) 所で、この禁軍の屯駐、就糧に当つて特に筆者の注目を惹くのは、その軍資補給のために添差された糧料使、及び当初より予めその意味を以て、一定地域の軍資輸送を管掌するものとして設置された某面転運使の制度である。前者については既に卑見を開陳した。(2) ここでは後者

について、北面転運使を取り上げて考察してみる。尚、五代の某面転運使の性格については、既に青山教授の「唐宋時代の転運使及び発運使について」（史学雑誌44ノ9）中に御高論がある。従って筆者の問題視角からする敍述も、一蛇足を加えるに過ぎないものであるが、続稿に取って不可欠の前提でもあるので、敢えて私見を発表し、御批判を仰ぐ心算である。

## 一　北面転運使設置の由来

大唐の時、東南財源地帯にて収納せる食糧・軽貨等を首都京兆及び東都洛陽方面に輸送するために設置された転運使は、大運河の漕運を管掌するに当り、その漕費を塩利に仰ぐ関係から塩鉄使とは殆んど同一人の兼任で、塩鉄転運使として恰も一職名の如く扱われていた。この国家財政の運営上に大きな役割を果した転運使は、唐末より引続いて諸道塩鉄転運使の名額を以て五代にも存続していた。五代会要巻二四建昌宮使、長興四年正月の条に、(3)

三司使奏。当省有諸道塩鉄転運使額。職員極多。云々

とみえるのはその一例である。この転運使は諸道の名を冠してはいても、その主たる任務が淮河以南を失ってより、汴河、黄河を中心に管掌するものであったことは、五代の史書に多く汴河、洛河、五丈河等の漕運記事がみえることより推察し得る所である。(4)

所で、転運使はこの系統の転運使に限られたのではなく、唐代以来他にも別系統の転運使が置廃せられていたのである。そのうちの一つに、軍興の際に特設される所謂随軍転運使がある。これは征討のため一地方に集中した軍隊の糧料補給の任に当るものである。叛乱抗争の続発した五代は、この転運使の置廃が活発で、後唐荘宗の同光三年九月、王蜀討伐の軍興の際に都供軍転運応接等使に任ぜられた鳳翔節度使李継曮、(5)又明宗の長興元年九月、東川の董璋討伐の軍興に当つ

ては、西川の孟知祥が東川行営供饋応接使に任ぜられ、[6]次いで同三年の軍興に西面水陸転運使となつた鳳州防禦使張延播、[7]後晋の天福六年の鎮州安重栄討伐の時の鎮州行営転運使の設置、[8]後漢の乾祐元年七月、鳳翔王景崇討伐の際に工部侍郎李穀を西南面行営都転運使に任じたもの、[9]後周の顕徳五年十月、世宗伐蜀の役の西南面水陸転運制置使の設置等[10]の如きは、皆その例である。

この行営転運使或は某面転運使といわれたものは、通例軍隊の撤収と共に廃されていたが、ここに常置の転運使が現われた。北面転運使がそれである。これはその名称が示す如く北辺地域の運輸を掌るものであつた。この北面転運使が常設化された理由は、北方に於ける契丹の勃興によるものである。五代最初の後梁を除く後唐以後の四朝は契丹と境を接し、その侵入に備えねばならなかつた。藩鎮体制の原則によれば、契丹の侵入防衛はその当面の藩鎮の任務であるが、当時の藩鎮一個の兵力を以てしては、契丹の侵入軍事力は撃退すべく余りにも強大であつた。ために中原王朝は諸藩を後援し、更に進んで自ら直接中心に立つこととならざるを得なかつた。中央の直轄にかかる重兵の河北、河東沿辺への配駐、即ち屯駐禁軍の北辺要衝への普及、増員は五代に入つての注目すべき傾向であつた。[11]この北辺防備に当つた藩兵及び屯駐禁軍への軍資補給は歴代の中原王朝にとつて国運にかかわる一大問題となつていた。この要務遂行のために設置されたのが北面転運使である。

北面転運使は、その主たる管轄地域が河北であつたため官署を河北に置き、そのことから河北都転運使、[12]河北諸州水陸転運使[13]ともいわれた。又その職務柄から北面供運使、北面供饋使、北面計度使、或は北面供軍転運使ともいわれていたが、[14]その名称は正しくは、北面水陸転運使と称したようである。[15]

## 二、北面転運使の沿革

北面転運使創置の年代は明らかでないが、旧五代史一巻三唐荘宗紀、同光二年夏四月壬申の条に、

以成徳軍節度行軍司馬権知府事任圜為検校右僕射権北面水陸転運制置使。

とあるのを初見とする。五代初の頃は、北方の盧龍、成徳、義武の諸藩鎮の存在が契丹の南侵を阻み、特に盧龍の劉氏は燕国皇帝を称してその富強を誇り、十分に辺境防衛の任を果していた。(16) しかし、河北が李晋の手に帰し天下を争う梁、晋の抗争が黄河流域に移ると、後梁と盟約した契丹が辺境をかえりみる暇のなくなつた李晋の隙に乗じて中原侵略を開始した。資治通鑑巻二七二同光元年夏四月の条に、

時契丹屢入寇。鈔掠饋運。幽州食不支半年。

とみえ、契丹の幽州への本格的攻撃が同光元年より始まり、これを防ぐための後唐の軍興が翌二年春正月より活潑化しているから、(17) 北面転運使の創置も、後唐建国後、幾何もないこの頃とみてよいであろう。

次に北面転運使に就任した者で、今日明らかなものを挙げてみると左表の如くである。

北面転運使表

| 王朝名 | 年次 | 西暦 | 人名 | 北面転運使名称 | 兼任職名 | 出典 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 後唐 | 同光二年四月 | 九二四 | 任圜 | 権北面水陸転運制置使 | 成徳軍節度行軍司馬権知府事 | 旧五代史巻三一 |
| | 同光三年二月 | 九二五 | 李紹宏 | 北面水陸転運制置大使 | 宣徽南院使判内侍省 | 宋史巻二六二 |
| | 同光三年四月 | 〃 | 李嗣源 | 北面水陸転運使 | 成徳軍節度使 | 旧五代史巻三二 |
| | 天成元年九月 | 九二六 | 婁繼英 | 北面水陸転運制置使 | 冀州刺史 | 旧五代史巻三七 |
| | 天成二年正月 | 九二七 | 烏震 | 北面水陸転運招撫使 | 冀州刺史 | 冊府元亀巻四八三 |
| | 天成三年四月 | 九二八 | 范延光 | 北面水陸転運制置使 | 成徳軍節度使 | 旧五代史巻九三 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 天成四年 | 九二九 | 劉審交 | 北面供軍転運使 | 磁州刺史 | 旧五代史巻一〇六 |
| | 応順元年三月 | 九三四 | 范延光 | 北面水陸転運制置使 | 天雄軍節度使 | 旧五代史巻五四 |
| | 清泰元年六月 | 〃 | 李重美 | 北面水陸転運制置使 | 成徳軍節度使判六軍諸衛事 | 五代会要巻二四 |
| 後晋 | 開運二年八月 | 九四五 | 李穀 | 北面水陸転運使 | 磁州刺史（前三司副使） | 旧五代史巻八四 |
| 後周 | 顕徳六年九月 | 九五九 | 王贇 | 北面諸州水陸転運使 | 内客省使（前三司副使） | 旧五代史巻一二〇 |

この表より次の四つの特色ある傾向が、時代の推移と共に抽出出来るのである。

(イ)、後唐同光二年より天成四年にかけての顕著な任命

(ロ)、後唐長興年間の未見と応順・清泰年間の任命

(ハ)、後晋天福年間の未見

(ニ)、後晋開運年間以降の三司副使よりの任命

以下この四点を中心に北面転運使の沿革を考察してみる。

(イ)、後唐同光・天成時代

北面転運使は契丹防備体制のために設置されたものであるから、これが顕著に任命されていることは、対契丹抗争の緊張を反映していることになる。後唐の同光・天成年間には河北沿辺、幽・易両州の間に攻防の戦いが繰り返されている。資治通鑑巻二七六天成二年夏四月の条には、

時契丹数犯塞。朝廷多屯兵於幽易間。

と、契丹侵入路上に当る瓦橋関・盧台軍を中心とする幽州・易州の間への屯駐禁軍の布置が行われていたことを伝えている。こうした屯駐禁軍の多数の布置に対して軍糧補給も活潑化した。冊府元亀巻三六〇将帥部・立功門・王思同の条に、

同光中。從明帝援糧入幽州。

とみえ、同書（巻一七二）帝王部・求旧門・李瓊の条には、

同光三年。明宗受詔。以本道兵送糧入薊門。

とあり、明宗即ち李嗣源が、同光三年、幽州へ軍糧を転輸したことがみえている。李嗣源が成徳軍節度使兼北面水陸転運使であつたことは、前掲表に示す如くである。

次いで、明宗の天成時代に入ると、冊府元亀（巻八三四）邦計部・褒寵門・烏震の条に、

烏震。明宗天成中。為冀州刺史兼北面水陸転運招撫使。契丹犯塞漁陽路梗。震率師運糧三入薊門。擢為河北道副招討遥領宣州節度使。

とあり、資治通鑑（巻二七五）天成二年春正月の条の同文記事の胡註には、

時契丹常以勁騎徜徉幽州四郊之外。抄掠糧運。故以三将兵運糧。善達者為労績。

とて、幽州への軍糧輸送は契丹の抄掠に苦しみ、三度運糧に成功した者は労績となしたとある。こうしたことは、当時の北面転運使の職務遂行の至難さを示すと共に、その重要性を窺わしめるものである。又天成中の北面転運使の兼職が多く刺史であることも（前掲表参照）、かかる事態に対処する事情によるものと思われる。

しかし、こうした抗争の中にも、契丹では、天成元年秋七月、契丹主阿保機の死と共に、跡目相続問題[18]、及び契丹盧龍節度使盧文進並びに張希崇の裏切り等[19]が生じた。一方後唐では、判三司任圜を中心に、塩鉄判官趙季良が三川都制置転運使として蜀の金帛十億を洛陽に転輸することが行われ[20]、明宗はそれをもとに内政改革の実をあげ、天成二年十二月には、早くも物価高の辺境地帯たる蔚・代諸州さへ米価毎斗十文の饒を得るに至り[21]、国力充実化への道を歩みつつあつたのである。こうした両国の国内事情が次の長興年間の北面転運使の未見となつてくるのである。

(ロ) 後唐長興・応順・清泰時代

天成三年五月、唐末よりの自立藩鎮であつた義武軍節度使王都は明宗の帝権強化の日増しに進むのをみて、いち早く叛謀を廻らすに若かずと考え色々画策して失敗した末、最後に契丹奚酋長禿餒を誘つて叛いた。明宗はこれを機会に、先づ来侵せる契丹軍を撃滅して、[22] 翌年二月には、冊府元亀巻九八七外臣部・征討門に、

(天成) 四年二月。定州王都平。擒禿餒及余衆斬之。自是。契丹大挫。数年不敢窺辺。

とみえる如く、王都を平げ、契丹には数年の間、再び辺境を窺い得ざる打撃を与へ、境上の確立に成功した。こうした結果が長興年間の北面転運使名の未見となつたものと考えられる。

しかし、長興年間に於ける北面転運使名の未見を以て、これが廃止されたものと考えることは誤りで、契丹の勢力は依然侮り難く、これに対する防備体制は一層強化されていたのである。資治通鑑巻二七八長興三年八月の条に、[23]

初契丹既彊。寇抄盧龍諸州皆徧。幽州城門之外。虜騎充斥。毎自涿州運糧入幽州。虜多伏兵於閻溝掠取之。及趙徳鈞為節度使。城閻溝而戍之。為良鄉県。糧道稍通。幽州東十里之外。人不敢樵牧。徳鈞於州東五十里。城潞県而戍之。近州之民。始得稼穡。至是。又於州東北百余里。城三河県。以通薊州運路。虜騎来争。徳鈞撃却之。九月庚辰朔。奏。城三河畢。辺人頼之。

とあり、盧龍軍節度使趙徳鈞が糧道の確立に努めたことを記し、又、冊府元亀巻四九八邦計部・漕運門には、[24]

長興二年閏五月三日勅。応縁沿河船糧。依北面転運司船搬倉例。云云

と、北面転運使の官署たる北面転運司の機構を示す記事が見えていることは、明らかに北面転運使の存続を示すものであろう。

所で、かかる長興年間の河北沿辺に於ける対契丹防備体制の確保維持は、契丹をして河東方面へ移住せしめている。資

治通鑑巻二七六長興三年冬十月丙辰の条に、

幽州奏。契丹屯捺剌泊。

とみえ、その胡註に、

時幽州有備。契丹寇掠不得其志。契丹主西徙横帳。居捺剌泊。出寇雲朔之間。

とあり、契丹は幽州方面への侵入の至難さを知り、河東方面への侵入を企てているのである。明宗はこれに対処するため、直ちに六軍副使石敬瑭を以て河東節度使兼大同・振武・彰国威塞等軍蕃漢馬歩総管に任じ、河東沿辺の防備体制を固めているのである。[25] しかし、翌四年十一月、名君といわれた明宗死して、幼少の閔帝が即位し、応順と改元するが、その年の二月、早くも末帝によつて簒位される等の後唐朝廷の内紛は、勢いを立直した契丹に中原侵略の好機会を与えるに至つた。こうした事情のもと、再び北面転運使の活躍が史書に現われてくるのである。応順元年三月の天雄軍節度使范延光、次いで清泰元年六月の成徳軍節度使・判六軍諸衛事雍王重美の北面水陸転運使の兼任は、これを示すもので、資治通鑑巻二七九清泰二年六月の条には、

時契丹屢寇北辺。禁軍多在幽并。（河東節度使・北面馬歩軍都総管）石敬瑭与（盧龍節度使北面招討使）趙徳鈞求益兵運糧。朝夕相継。甲申。詔借河東人有蓄積者救粟。乙酉。詔鎮州輸絹五万匹於総管府。糴軍糧。率鎮冀人車千五百乗運糧於代州。又詔魏博市糴。

とあり、河北・河東沿辺の屯駐禁軍への軍糧補給が俄かに重大問題となつたことを伝えている。所で、この対契丹防備線の河北沿辺より河東沿辺への拡大は、これまでの北面転運使司の組織では十分に賄い得なくなり、ここに河東方面を管掌する新たな使職の設置が行われている。旧五代史巻九四劉処讓伝に、

応順初。授忻州刺史検校太保充西北面計度使。備北寇也。

とあり、応順初、即ち清泰元年に西北面計度使を設置している。そして、同書巻七六晋高祖紀・天福二年二月癸巳の条に、

詔。停北京西北面計度司事。

とあるから、西北面計度使の官署たる使司が北面馬歩軍都総管のあつた北京太原府に置かれていたことがわかる。[26] だがこの西北面計度使は北面転運使の如き運輸組織を持つていなかつたようである。同書巻四七唐末帝紀・清泰二年六月の条に、前掲資治通鑑と同内容の記事を掲げると共に、

詔。中略。仍于鎮州支絹五万匹送河東。充博籴之直。是月。北面転運副使劉福配鎮州百姓車子一千五百乗運糧至代州。時水旱民飢。河北諸州困于飛輓。逃潰者甚衆。軍前使者継至。督促運糧。由是。生靈咨怨。

として、鎮州の係省絹五万匹を河東の総管府に輸送し、太原方面に於いて軍糧を糴買する代価にあてて、そこで得た軍糧を北面転運副使劉福が鎮州の百姓や車子を率い、千五百乗の車を以て代州に転輸したと記し、又糧運がほとんど河北諸州の民に依存していたことがわかる。前掲資治通鑑の記事も、最後に「山東之民流散。乱始兆矣。」と結んでいる。[27] 従つて、この西北面計度使は恐らくその使職名が示す如く、西北面に於ける軍糧の糴買等の軍需品の計度、即ち必要物資の色額を調整する任に当つたものであろう。こうした西北面計度使の性格が河東と河北地域との生産力の差、加うるに後唐初より組織網を次第に確立して来た北面転運使の機構との差に由来することは明らかと思う。

### (ハ) 後晋天福時代

河東節度使・北面馬歩軍都総管石敬瑭が契丹と結んで後唐を滅ぼしたのは、清泰三年十一月である。是月、国を大晋、元を天福と改め、契丹との約に従い称臣して歳貢絹三十余万匹を贈り、雲燕十六州を割譲した。[28] 高祖の施政方針を要言すれば、契丹に恭事して北辺を安泰にし、専ら内政に集中して藩鎮の跋扈を抑えんとするにあつた。契丹に輸する所の絹三十余万匹も中原数県の租賦に過ぎず、対契丹軍需費の巨額なことに比すれば、財政的に何等の痛痒を感ずるものでなく、盧龍一道及び雁門関以北の諸州を喪失したけれども、天下の安穏、中央権力の強化をはかるためには必要なことであつた

のである。この彊上獲安の方針が北面転運使及び西北面計度使に影響を与えたこと疑いない。旧五代史巻七六晋高祖紀・天福二年二月癸巳の条に、

詔。停北京西北面計度司事。

とある北京の西北面計度司の廃止、及び天福年間に於ける北面転運使名の未見は（前掲表参照）、この傾向を示すものである。これらは高祖の彊上獲安方針による当面の北辺防備が緩和された結果であること明らかである。だが、北面転運使の場合、その名が史書に検索し得ないからといつて、決してそれの廃止がなされたものではあるまい。先の西北面計度使司の廃止は、その当初に設置された目的が非常時に於ける防備強化にあつたのであるから、緊張の緩和した場合、再び平常時の防備体制に移るべく廃止されたものとみられる。しかし、北面転運使の設置は、前述した如く、河北に於ける屯駐禁軍の財政的背景をなすものであつたから、屯駐禁軍が布置されている間は、依然存立すべきものである。高祖は契丹との抗争を避けてはいるものの、決して北辺防備を弛めたのではない。沿辺諸藩鎮に有能な藩帥を差遣し、契丹の侵入を防がせており、[29] 又雲燕十六州喪失後の防衛線を戦略地理上黄河の線迄後退させ、この方面の強化に努め、滑・潞・相・衛等の諸州へ屯駐禁軍を増強しているので、北面転運使の存立意義が失われたものとは考えられない。

所で、後晋に至つての防衛線の後退と、黄河地域への屯駐禁軍の増強は、河北諸州をして中央から離れて存立することをいよいよ困難ならしめ、河北に於ける中央の支配力は急速に強化されたのである。[30] それと共に、北面転運使の任用法にも新たな展開がみられるのである。

## (二) 後晋開運時代以降

後晋の高祖に尋いで即位した少帝は、開運と改元すると共に、高祖の屈辱外交を捨て、契丹への歳幣を絶つて抗争方針に出た。その結果は憤慨した契丹の大挙入寇による大戦乱が続くことになつた。そして再び北面転運使の活躍が目立つて

くることになる。資治通鑑巻二八五開運三年十一月の条に、

晋兵与契丹夾滹沱而軍。中略。（天雄節度使・北面行営都招討使）杜威雖以貴戚為上将。性懦怯。偏裨皆節度使。但日相承迎。置酒作楽。罕議軍事。磁州刺史兼北面転運使李穀。説威及李守貞曰。中略。諸将皆以為然。独杜威不可。遣穀南至懐孟督軍糧。

とみえる磁州刺史兼北面転運使李穀が、傑出の人物で、後晋滅亡迄その職を良く全うしたことは有名な史実である。この李穀は、旧五代史巻八四晋少帝紀・開運二年八月の条によると、

以三司副使給事中李穀為磁州刺史充北面水陸転運使。

として、三司副使より北面転運使に任ぜられている。所で、前掲表により開運二年八月、李穀の就任以前の北面転運使の兼任職名をみると、ほんどが河北の大藩の藩帥の兼摂であることは注目される。こうした傾向が、後晋天福年間を経た開運年間に入ると、専門の財務官で、しかも中央最高機関たる三司の次官より任命されるに至つているのである。そしてこの三司副使を以て任命することは、後周に入つても行われている。同書巻一二〇周恭帝紀・顕徳六年九月丙辰の条に、

以三司副使王贇為内客省使兼北面諸州水陸転運使。

とあり、その来歴が三司副使であつたことがわかる。王贇が三司副使より北面転運使に就任する経緯は、宋史巻三七四王贇伝に、

（周世宗）及即位。補東頭供奉官。累遷右驍衛将軍三司副使。時張美為使。世宗問京城衛兵歳廩幾何。美不能対。贇代奏甚悉。美因是銜之。及征関南。言於世宗。以贇為客省使領河北諸州計度使。中略。復為三司副使。

とて、三司使張美の策動によつたものであることを記しているが、彼が後に再び三司副使となつていること、及び北面転運使が河北諸州計度使とも云われていたこと等を、後晋天福の八年間から軌道に乗つて進展した中央集権化の成果という

視角よりみるとき、北面転運使が唯単に屯駐禁軍への軍糧補給のみを任とするものでなくなつて来ているのではないか、即ち河北諸州の財務行政を管掌する性格を具備したものになつているのではないか、との極めて注目すべき傾向を推測し得るのである。そうした現実の動きについては改めて後述する。

## 三、北面転運使の職掌

北面転運使に属する主要な官職として、副使・判官などがあり、その下に前行等の属史が置かれていた。旧五代史（巻三二）唐莊宗紀・同光三年夏四月丁亥の条に、

以鎮州節度使李嗣源兼北面水陸転運使。以徐州節度使李紹真為副。

とあり、又同書（巻四七）唐末帝紀・清泰二年六月の条には「北面転運副使劉福」として副使に関する記事がみえ、旧五代史（巻一〇六）劉審交伝には、

同光初。趙徳鈞鎮幽州。朝廷以内官馬紹宏為北面転運使。辟審交為判官。

と、判官の記事がみえている。そしてそれらの下には属吏が置かれていた。冊府元亀（巻九二四）総録部・詐偽門に、

張演。河北転運司前行也。明宗長興元年七月。鎮州奏。演偽出宣頭支銭三貫。令外朔交領。云云

と、前行の名がみえている。この河北転運司は北面転運使の視事の庁である。所で、当時の吏職には、孔目官・勾押官・開圻官・勾覆官・押司官・行首・雑事・前行・後行・貼司等があり、それぞれの藩州によつてその数に相異があつたから[31]、河北転運司にも当然前行以上の職次の人吏がいたと考えて誤りあるまい。こうした構成をもつた転運司は、後晋に入つて転運使が専任制となる迄（後述）、当然兼摂者たる節度使の会府に置かれていたのであろう。

所で北面転運使が軍糧輸送を任とするものであつたことは先述したが、冊府元亀（巻四九八）邦計部・漕運門に、

長興二年閏五月三日勅。応縁沿河船糧。依北面転運司船搬倉例。毎一石於数内与正銷破二勝。(升)

とあり、軍糧を漕運する際の耗に関する記事がある。これと同内容の記事が、五代会要巻二七漕運の条にもみえ「毎一石於数内与正銷破二升」とある。さてこの文によれば北面転運司の管内に於いては、他に先んじて一石につき二升の運耗が許されていたことになる。耗については、日野教授の「五代の耗について」(歴史学研究8ノ7)がある。これによると一般の運耗はこの時より始まつたとされ、官の立場に立つて運耗の損得を論ずれば、その額の多き程官の損、民の得となると指摘されている。即ち運耗の公認はそれだけ官の損失を公認することになるのである。後唐明宗の治世が財政の比較的裕かな時代であつたために、これが一般に支給されたとはいえ、この時以前に既に北面転運司の管内に於いて運耗が認可されていることは、北面転運司の漕運を重視し、その輸送力の確保に努めていたからに外ならないであろう。こうした水運体制の確保と共に、陸運体制の確保も重要である。旧五代史巻四七唐末帝紀・清泰二年六月の条に[32]、

詔。中略。仍千鎮州支絹五万匹送河東。充博籴之直。是月。北面転運副使劉福配鎮州百姓車子一千五百乗。運糧至代州。

とあり、鎮州成徳軍にある係省の絹五万匹を太原に輸送し、それを代価に軍糧を糴買し、北面転運副使自ら鎮州の百姓や車子を率い千五百乗の車を以て、その軍糧を代州に転輸したとある。元豊九域志によると、鎮州より代州に至る距離だけで六百二十里と記しているから、鎮州より太原府へ、更に代州に至る水陸路の転運が如何に至難であつたかが窺えよう。こうした水陸輸送のために必要な舟車の調整、舟人車子の徴発、水陸路の整備等も当然その職掌の一つであつたであろう。だが北面転運使の沿革から徴して推察するに、単に輸送補給の職務だけに止まらず、それ迄に必要な輸送財物の調達、財源としての係省銭物の確保、その必要物資への折変等も重要な職掌であつたと考えられる。こうした職務をすべて完遂して始めて沿辺禁軍への軍資補給が確保されるのである。それにはどうしても広範囲の職権なしには不可能である。

後唐時代に節度使中の宿将を選び、これに兼摂せしめたのは、河北が燕・梁からの新収地であり、州県官の協力を強く必要とすることからも宿将の威力を必要としたためであると思われる。又北面転運使が制置使或は招撫使を兼帯しているのは、[33] 職掌に必要な権限の附与と思われる。即ち必要に応じて監・院・場・務及び州県の指揮統督が行い得るものであろう。しかし、宿将による兼摂や、制置使或は招撫使等の兼帯は、後晋以降になるとみられなくなるが、それは必ずしも権限の縮少を示すものでなく、かえつてそれらの権限が北面転運使の権限の一部に固定していつたとみられる。これについては後述する。

以上を要するに北面転運使の職掌は、輸送力の確保のための舟車の調整、舟人車子の徴発、水陸路の整備と共に、所要軍需品の品目及びその数量の調整も重要な業務であつた。そのため所要軍需品の数量と、それに対する傍辺地域にて調達し得る係省銭物の数量との関係に精通し、過不足について中央三司との連絡、調整に当らねばならぬことは勿論のこと、殊に緊急事態に際しては、近傍の道州県所属の財貨をも指揮統督せねばならなかつたのである。

## 四、北面転運使の職権の拡大

唐代に威容を誇つた藩鎮も、五代になると、領域の狭い新置諸藩はもとより、独立藩鎮も昔日の勢威はなく、最早節度使一個の力で中央の朝廷に反抗するようなことは出来なくなり、自己の地位を保つために中央に依存する傾向を生じた。こうした藩鎮の弱化は独力で境上の契丹の強圧を防ぐ力なく、且つ中央は藩鎮の連衡を防止したため、諸藩は中央禁軍の協力を仰いで契丹防備に当るようになつた。藩鎮の防戦体制の間隙をうずめる屯駐禁軍の北辺要衝への普及増員が、その結果として軍政面に於ける中央集権化の準備工作となつてくると、その屯駐禁軍の財政的背景を担つた北面転運使の職権にも、またそれを基盤として活動の方向乃至性格に変化をもたらすことになるのは容易に予測せられるであろう。そうし

た傾向が北面転運使の任用に当り、河北大藩の藩帥の兼任制から中央三司の次官たる三司副使への専任制に移行したことに見出されるのではないかという推定は前述した。本節ではこうした傾向についていま少し愚見を述べてみたい。

五代の節度使は昔日の面影を失つていたとはいえ、些細な点についてみればまだ領内に根強い支配力を振つていて、中央朝廷の支配が直接領内に浸透するのを容易に許すものではなかつた。特に後唐時代の河北地域は燕・梁からの新収地で中央の末端機構が出来ていなく、屯駐禁軍への軍糧の漕運その他すべての運営が藩鎮州県の協力無くしては叶えられなかつたことというまでもない。殊に後唐の同光の頃には、この藩鎮州県に非協力的傾向があつたことは想像に難くなく、こうしたことが河北諸藩州に睨みのきく大藩の宿将を北面転運使に任用して、その威名を籍りるという消極的方法を取らざるを得なかつた理由であろう。そして調達した軍糧を沿辺へ転運するためには、長大な地域にわたつて藩鎮州県の協力を必要としていた以上、北面転運使がその職務遂行の範囲に於いてそれらの協力を要求し、又指揮命令する権限を当然与えられていたはずである。北面転運使の制置使[34]或は招撫使の兼帯はこうした職掌よりの権限の附与であろう。こうみてくると、後晋時代の財務行政官からの任用及び兼帯使職の消滅等は、北面転運使そのものに職権の拡大があつたためとみなければなるまい。

さて、北面転運使の職権拡大化の根源には、その契機として、後唐の頃から禁軍の発達と共に強化されてきた財務行政制度上の側面があること明らかである。それは直達直下の一般化、三司軍将制の発達とその藩州分遣の普及等[35]、直接間接に関係をもつ問題は頗る多いが、ここでは北面転運使の職掌と密接な関係にある輸送財物調達財源としての係省銭物の面から考察してみる。

係省銭物とは茶税・権利や両税上供を含み中央所属の在地方銭物を指す。中央所属の銭物を地方に存留させることは、唐代に既にみえ、殊に憲宗朝に於ける安史の乱以後失墜していた唐朝の権威を再興せしめた財的意義については、日野教

授の「藩鎮体制下に於ける唐朝の振興と両税上供」（東洋学報40ノ3）に詳論されている。これによると、唐代の係省銭物地方留貯の所以は、(イ)、内外兵乱に備えたもの、(ロ)、中央の在庫に裕りがあるために生じたもの、(ハ)、経常的な支出のためのものの三つによるとしておられる。五代に於ける係省銭物の地方留貯も唐代以上に盛んで、係省或は属省銭物の用語は文献に多くみえるのである。そしてこれが最急務の軍事対策のために生じたものであることは、叛乱抗争の続発した世相より推しても明らかである。殊に河北にあつては、一たび契丹の入寇が始まると、出動禁軍はもとより、諸藩州の出動兵の費用も中央が受持たねばならなかつたので、中央はこれの留貯に迫られたこと疑いない。冊府元亀巻一七九帝王部・姑息門・清泰三年の条に、

是年詔放澶州刺史馮暉属省銭一百万。暉以犒軍為辞。故有是命。

とみえ、後唐の清泰三年には澶州に百万以上の属省銭が儲備されており、それが軍費の運営に備えての留貯であつたことは、刺史馮暉が犒軍に名を籍りて使い込んでいることより明らかである。こうした属省（係省）銭の留貯と共に、軍糧も非常時に備えて儲積していた。資治通鑑巻二八三開運元年春正月の条に、

先是。朝廷以貝州水陸要衝。多聚芻粟。為大軍数年之儲。以備契丹。

とあり、契丹の入寇に備えて、水陸の要衝たる貝州に大軍を数年間支養し得るだけの食糧を留貯していたとあるのはこれを示す一例である。この戦乱に備えての軍糧の留貯及び戦乱に当つてのそれの転輸等の業務を広く指揮し統督したのが北面転運使であつたこと論ずるまでもない。所で、係省銭物の地方留貯が年代を降るに従つて普及累増したであろうことは、禁軍発展の沿革に徴して推察され得るであろう。冊府元亀巻四九四将帥部・専殺門に、

李俊為商州刺史。少帝開運二年。俊奏。元随呉漢筠監軍資庫擅用官銭二十貫文。已処斬訖。云云

と、後晋の開運二年に商州刺史李俊が軍資庫を監督していた元随の呉漢筠を官銭、即ち係省銭二十貫文を擅用した罪で処

刑したことがみえている。これは地方留貯の係省銭物が州の軍資庫に保管され、その責任は刺史に課せられていたことを示している。[36] 又、旧五代史巻八四晋少帝紀・開運三年八月の条に、

隷州刺史慕容彦超。削奪在身官爵房州安置。坐前任濮州擅出省倉麦及私売官麴。云云

とあり、濮州の省倉麦[37]の記事がみえている。これは資治通鑑巻二八五同年月の条に「擅取官麦五百斛」とあるから係省物であつたこと明らかである。こうして軍資庫或は省倉に保管された係省銭物は、五代末には各州に於いて留貯されるに到つている。旧五代史巻一一二周太祖紀・広順二年冬十月の条に、

先是。諸道州府各有作院。毎月課造軍器。逐季搬送京師進納。其逐州毎年占留繋省銭帛不少。謂之甲料。云云

とあり。後周初には、諸道州府すべてに武器製作のための地方存留があつたとみえる。この係省銭物の地方存留体制の発達と並行して普及したのが、その管掌事務に当る三司軍将の分遣制である。[38] このような末端機関が確立すると、北面転運使にもそれを基盤として職権を拡大化させたことはいわずして明らかであろう。

では、北面転運使の職権の拡大強化は何時頃から始まつたとみるべきであろうか。史料に乏しきため明確には指摘し難いが、その基盤となつた財務行政組織が藩州よりも率先強力に政策を実施し得る迄に強化されていた頃からとみて大過あるまい。資治通鑑巻二八〇天福元年十一月の条に、石敬瑭が後唐の河東節度使として太原に居た時、その野心を見抜いた後唐朝廷が彼を抑えんとしたことを述べて、

初帝（石敬瑭）在河東。為唐朝所忌。中書侍郎同平章事・判三司張延朗。不欲河東多畜積。凡財賦応留使之外。尽収取之。

と、留使以外の財物、即ち係省銭物を尽く取上げたことがみえている。これは地方存留の係省銭物を叛抗勢力に渡さぬよう中央三司がいち早く引揚げた例であるが、こうした係省銭物の地方留貯と中央三司の適切にして迅速なる運営は、中央

の財務行政力の強化を示しているものであろう。これによつて後唐の末期頃から後晋の天福年間頃には北面転運使の職権拡大の基盤が出来上り、財務行政官による専任制へ移行する迄になつていたと思われる。後晋の開運二年、三司副使李穀が北面転運使に任命されたのは、かかる財務行政組織の発展過程の結果である。そして三司副使を以て任用したことは、地方の財務機関を広く協力させ、北面転運使そのものの職権を強化確立させるためと思われる。こうした事情が北面転運使の制置使或は招撫使の兼帯を消滅させたものであろう。先述の李穀が北面転運使となるや、当時最も不足し且つ緊急の軍需物であつた戦馬補充のために、時人に抵抗の大きかつた括馬を断行していることは、その権限の強化を示す一例である。(39)

要するに、後唐初の頃の北面転運使は、その職務遂行に当り河北大藩の藩帥の威力を籍りねばならなかつたが、後唐末より財務行政政策の一環として係省銭物の地方留貯体制が普及強化されてくると、北面転運使はそれら末端組織を基盤として次第に職権を強化拡大化させていつた。後晋開運時代以降にみられる三司副使からの専任制はかかる発展過程の結果であつたのである。

## 五、北面転運使の歴史的意義

最後に、こうして北面転運使に専任の財務行政官を任命した中央の意図が何処にあつたか、或は換言すれば、中央三司よりその次官たる副使を差遣した時どんな効果が現われたかという問題について検討してみる。

五代では河南の黄河沿いの地は中央の最大財源地帯として重要な地位を占めていた。又河北も肥沃ではあつたが契丹に備えて禁軍主力の屯駐する所として、その軍需調達の整備は国家存亡にも拘わる一大要件であつた。この財政的両要地の運営処理に当つたのは、諸道塩鉄転運使であり、北面転運使であつた。特に北面転運使にあつては、緊急を要する軍需品

の調達のために、河北諸藩州の係省銭物の運営、管轄内の監・院・場・務の統督、及び藩州県の指揮等の権限が附与されていた。又平時にあつては非常時の際の所要軍需の数量品目の調整のために、管内の係省銭物の収入・支出との関係及び各地の財源の現在額について精通せねばならなかつたであろう。こうした財務の計度の面に於ける特色は、後晋以降の三司副使よりの任用によつて、一層強化され、河北方面を管掌する最高の財務運営長官とし発展する方向へ進んだと思われる。宋史巻二七四王贇伝に

以贇為客省使領河北諸州計度使。五代以来。姑息藩鎮。有司不敢繩以法。贇所至発擿姦伏。無所畏忌。振挙綱領。号為称職。

とあり、河北諸州計度使王贇が藩鎮に姑息な態度をとることなく職務に当つたことがみえるが、河北諸州計度使が北面転運使と同じものであることは、旧五代史巻一二〇周恭帝紀・顕徳六年九月丙辰の条に、

以三司副使王贇為内客省使兼北面諸州水陸転運使。

とあることより明らかである。このように北面諸州或は河北諸州の計度転運使とみえることは、かかる傾向を推測せしめる。又王贇が藩鎮に姑息することなく、法を以て取締り綱領を振挙させたとあるのは、北面転運使が地方行政長官たる性格をも具備しつつあつたものとして注目される。

唐代以来国家が努力を続けた藩鎮の細分化及び直属州化は、五代末より急速に進展し、藩鎮の領州は削減狭小化されて藩鎮制の最小限度たる二州を管轄する程度のものが多くなり、直属州制も拡大化されて来た。(40) こうした藩鎮制の解体過程は藩道制の解体に他ならない。かかる方向の中で中央政府が新たに方面の行政を大きく統轄して行く中間行政機関を必要としたであろうこと、更にはこの役割を担わされたものが北面転運使の如き性格を持つものであろうことは推察に難くない。職官分紀巻七四諸路転運使の条に

五代罷巡院。始置転運使。

とある記述は、かかる意味から注目される。これには内容に対する説明がないため直ちに結論を出すには問題があるが、唐代の巡院が各道に設置され領域内の係省銭物の徴収及び保管事務を管掌し、藩鎮体制下にあつて地方最高の財務運営機関として活躍したこと、更には遠心性を発揮していた藩鎮を兎に角も統轄して唐朝の互解を防ぐに役立つていた事実等は、[41] この史料に或る程度の見当をつけ得るものと思われる。即ち唐代に巡院が果した中間行政機関の役割が、五代になると新たに転運使に受継がれたものであろう。この転運使が北面転運使等の某面転運使といわれるものであつたことは、既に青山教授も御指摘の所である。[42]

要するに、宋初に地方行政長官として設置された転運使が、某面水陸計度転運使といわれ、ついで間もなく路制が布置されると、某路水陸計度転運使と称されたことは、[43] 河北方面に於いて発達した北面転運使或は北面水陸計度転運使体制の拡大化を継承したものに他ならないであろう。

## 結　語

以上本稿に論述した所を要約するに、後唐以後の四朝は皆契丹と境を連ねその侵入に備える辺防軍事体制の確立を迫まられた。藩鎮の防戦体制の間隙をうずめる屯駐禁軍の布置は、その軍資補給を任とする北面転運使を常設化させるに至つた。ついで後唐の明宗の後半から屯駐禁軍を機軸として、国内の中央集権への諸施策が推進せられると、北面転運使は転運路沿線を管掌するものから、次第に国家権力の強化を背景として河北方面の財務行政をも管掌する方向に進んだのである。宋代に路の監司の一つとして財務行政上重要な存在であつた転運使は、かかる五代に於ける北面転運使の如き現実の体制から発展していつたものの表面への登場であつた。

## 註

(1)、「五代禁軍の地方屯駐につい」東洋史学11輯
(2)、拙稿「五代節度使府の糧料使について」東方学21輯
(3)、旧五代史巻四唐明宗紀・同年月条に同文の記事がある。
(4)、冊府元亀巻四九八邦計部・漕運門、五代会要巻七二漕運の条。
(5)、旧五代史巻三三唐荘宗紀・同年月条参照。
(6)、冊府元亀巻一七八帝王部・姑息門・同年月条参照。
(7)、旧五代史巻九七張延播伝参照。
(8)、冊府元亀巻一一一帝王部・宴享門・同年月条参照。
(9)、旧五代史巻一一〇漢隠帝紀上・乾祐元年秋七月条参照。
(10)、冊府元亀巻四八三邦計部・選任門・同年月条参照。
(11)、註(1)論文。
(12)、旧五代史巻九四劉処讓伝、冊府元亀巻七六六総禄部・禁附門参照。
(13)、旧五代史巻一二〇周恭帝紀・顕徳六年九月丙辰条。
(14)、旧五代史巻一〇六劉審交伝、同書巻六七晋高祖紀・天福二年六月条、新五代史巻四八劉審交伝、冊府元亀巻四八三邦計部・選任門を比較すると、それぞれの表現方法をとつている。
(15)、第二節中の北面転運使表参照。
(16)、松井助教授「盧龍藩鎮攷」史学雑誌68ノ12
(17)、通鑑巻二七三同光二年春正月条参照。
(18)、通鑑巻二七五天成元年九月条参照。
(19)、通鑑巻二七五天成元年十月及び同書巻二七六天成三年八月条参照。
(20)、通鑑巻二七五天成元年冬十月及び十二月条参照。
(21)、通鑑巻二七六天成二年十二月参照。
(22)、通鑑巻二七六天成三年五月、七月及び八月の条参照。
(23)、冊府元亀巻四一〇将帥部・壁壘門・趙徳鈞の条に同様の記事がある。
(24)、五代会要巻七二漕運の条に同内容の記事がある。
(25)、通鑑巻二七八長興二年十一月条参照。
(26)、通鑑巻二七九清泰二年六月条の胡註に
　総管府在晋陽。石敬瑭時為北面馬歩軍都総管故也。
と示されている。
(27)、通鑑巻二七九清泰二年六月条参照。
(28)、通鑑巻二八〇清泰三年十一月条参照。
(29)、通鑑巻二八〇天福元年十二月条参照。
(30)、註(1)論文
(31)、宋会要輯稿・職官志・判知県官軍監の条参照。
(32)、通鑑巻二七九同年月条には
　詔鎮州輸絹五万匹於総管府。羅軍糧。率鎮冀人車千五百乗。運糧於代州。
とある。

(33)、第二節北面転運使表参照。

(34)、制置使については、通鑑巻二六五天祐三年三月戊寅条の胡註に
　前略。又加以制置之名。則増減軽重可任意行之。
とあるから、強力的に事務を運び得るものであつたことがわかる。

(35)、直達直下については、日野教授「藩鎮体制と直属州」東洋学報43ノ4、三司軍将の藩州分遣については拙稿註(2)論文参照。尚三司軍将制の問題については別に詳考するつもりである。

(36)、州の軍資庫については草野氏「宋の通判と財政」東洋史学23輯が参考となる。

(37)、省倉とは係省倉庫の意味であろう。尚省倉と軍資庫とは別物であつた。

(38)、註(2)論文

(39)、旧五代史巻四八晋少帝紀・開運二年八月条。尚この時の括馬については、日野教授「五代の馬政と馬貿易(二)」東洋学報27ノ3参照。

(40)、註(35)日野教授論文参照。

(41)、唐代の巡院については、日野教授「唐代便換考」史淵22輯、「両税法以前に於ける唐の榷塩法」社会経済史学26ノ2が参考となる。

(42)、青山教授「唐宋時代の転運使及び発運使について」史学雑誌44の9、第四節参照。

(43)、註(42)論文参照。尚水陸計度転運使の職能については、鄭忠粛奏議遺集上・請寛民力疏の項に、
　臣伏按。先朝旧制。毎道有計度転運使。歳終則会諸郡邑之出入。盈者取之。虧者補之。故郡邑無不足之患。云云
とある。

附記

本稿は昭和三六年一二月に提出した修士課程研究報告の一部をまとめたものである。作成に当つて日野教授の御指導をいただいた。又史料調査及び論の推め方の上でも先生の旧稿「五代史概説」より貴重な示唆を受けた。ここに記して先生の御厚意をあつく感謝する次第である。

## On Peimien-chuanyünshih (北面転運使) in the Age of Five Dinasties (五代)

Yoshizo MURONAGA



In the age of Hsüan-tsung (玄宗) of Tang(唐), the chuanyünshih (転運使) was established to govern the water carriage in the grand canal. After the revolte of An-Shih (安史), it became to govern the matters of all transports in the each provinces and was called Chutao-chuan-yünshih (諸道転運使). But in the end of Tang, when Fan-chên (藩鎮) strengthened a tendency of independence, the sphere of government of chuanyünshih was narrowed. In the age of Five dinastes, the chuanyünshih that governed the supplies to provincial armies in

the war time was established. Peimien-chuanyünshih had charge of the supplies to the armies stayed in the Hopei district.

In order to defend Chitan (契丹) invading from the north, the each dinasties after Houtang (後唐) made many armies remain in the Hiopei district. Peimien-chuanyünshih, so as to smooth the supplies to these armies, was given the great power that commanded the financial machinery in there (the Hopei district). Then the official power of Peimien-chuanyünshih was expanded with the strengthening of the state power. With the dissolution of the system of Fan-chên as the result of the promotion of the centralisation of power, the central government neccessitated the intermediate machinery controled a provincial administration instead of Fan-chên.

It was Peimien-chuanyünshih that was taken charge of its role in the Hopei district. The system of chuanyünshih in the age of Sung (宋) succeeded to the magnification of the system of Peimien-chuanyünshih in Five dinasties, and was important as one of Chieussu (監司) —— the inspector —— of road.